

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>生野高等学校</p>	<p>産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、処分量の増加に伴い変更契約（経費支出変更伺い及び変更契約書の作成）をする必要があったが、契約金額の増額に伴う経費支出変更伺いの決裁を業務完了後に行っていた。</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令において、委託契約は、書面により行うこととされているが、変更契約に伴う契約書が作成されていなかった。</p> <p>契約名称 産業廃棄物収集運搬処分業務委託</p> <p>1 場 所 松原市新堂1丁目552番地 (生野高等学校)</p> <p>2 契約期間 令和2年6月1日から 令和2年8月31日まで</p> <p>3 契約金額 284,900円</p> <p>4 完了日 令和2年6月12日</p> <p>5 検査日 令和2年6月12日</p> <p>6 経費支出変更伺書の決裁日 令和2年7月9日</p> <p>7 変更増額 55,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】 (事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準) 第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。 イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力 ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨 ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 へ その他環境省令で定める事項</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 (契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (11) 契約の変更及び解除</p>	<p>検出事項について、原因は処分量増加が判明した段階で、経費支出変更伺いを行う必要があるとの認識が不足していたことにある。</p> <p>今後の執行に向けて、事務室内において、大阪府財務規則及びその運用等の内容について改めて周知するとともに、複数人でのチェック体制を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p>

		<p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>第64条関係</p> <p>府が契約を締結しようとするときは、原則として契約書を作成しなければならない。</p> <p>なお、政府契約の支払遅延防止等に関する法律、建設業法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受ける契約について契約書を作成するときは、各法に定める事項を記載しなければならない。</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）